

第9回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月22日(木) 午後13時55分～午後14時25分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 山崎 公江 4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫 6番 欠 席 7番 欠 席 8番 鈴木 明雄

9番 原 泉 10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸

13番 矢頭 恵造 14番 久嶋 昇

欠席者 6番 佐藤 孝義委員 7番 山田 政文委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第24号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第25号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

日程第3 報告第12号 農用地利用計画の合意解約について報告

報告第13号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 それでは皆さんお揃いですので、始めたいと思います。

互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和4年第9回農業委員会総会を開催いたします。

総会の前に急な予定で申し訳ありませんが、今日総会終了後、大月市のタマネギを使ったハンバーグを製造販売している、ご存じの方も多いたと思いますが、株式会社石井食品さんから、説明とお願いをしたいと言

う事で、見えております。

総会全部終了してから、15分か20分位時間を頂きたいと思います。

遊休農地の利用を進めると言う農業委員会の仕事と、特産品開発をしたいと言う、大月市の願いも関係が有りますので、少しの時間ですけど、時間を頂きたいと思いますので、ご了承頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは改めまして会長あいさつ、米山会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは、台風が終わってから急に涼しくなりました。

先日の台風の際は、数日前からテレビや新聞の報道で、大型で非常に強い勢力で九州地方をはじめ東に寄り北上し、日本列島を縦断し、私共の住んでいる東日本や東北地方に暴風や大雨をもたらしている非常に大きな勢力を持った台風が来ると言う事で、警告がありました。

山梨県内におきましてもその影響を受けるのではないかと言う事で、早くから警戒を呼び掛けていました。

その台風も19日の夜から20日の朝にかけて、勢いを落としながら東北地方を通り抜けて温帯低気圧に変わって東の太平洋に遠ざかっていきました。

しかし、特に九州地方では大きな被害が出ましたが、幸いにして私たちが住んでいる山梨県内、地元大月市に於きましても特に大きな被害は出ておりませんでした。

農業従事者にとりましては非常に心配しておりましたが、特に被害も少なかったので、一息つけたかと思っております。

台風一過の秋晴れを予想して、私も同じですが、農作業がはかどるのではないかと秋晴れを予想しておりましたが、台風が終わってからは、皆さんご存じのように朝から曇りがちで、中々はっきりした晴天は続いておりません。

また、明日からも天気予報によりますと、そんなにいい予報ではありませんので、農業に携わる私たちにとりましても、すっきりと晴れた秋晴れを望んでいるところであります。

そんな天気を心配する中での、第9回の大月市農業委員会であります

が、ご出席ご苦勞さまでございます。

なお、本日の案件は農地法第 3 条と第 4 条、それぞれ 1 件ずつとなっております。

本日もスムーズに審議が進行されますよう、皆様にご協力をお願い申し上げます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は、佐藤孝義委員と山田正文委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

2 番、西村恒男委員、3 番、山崎公江委員を指名致します。

日程第 2 議案第 24 号

議長 日程第 2、議事に入ります。議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第 3 条の申請について説明いたします。

2 ページの地図と 3・4 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は併せて〇〇〇㎡になります。場所は、〇〇にあります〇〇〇という〇〇の直ぐ東側に位置しています。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇で、贈与による所有権移転となります。

目的は農業経営の拡大と言う事になります。譲受人の〇〇〇〇は、現在、〇〇〇〇在住ですが、実家は地図を見て頂くと所有地のすぐ北です。

申請地の直ぐ近くに実家がありまして、週末は空き家になっているため、実家の方に帰って来ています。

更に最近では、在宅勤務が増えたため、週に4・5日、月の3分の2位はこちらに帰って来て農業をしているという事です。

現在、所有地では4ページの写真に有るように、トマトなどの野菜類を鳥獣除けの囲いをして栽培をしています。

計画では、申請地にイチジクなどの果樹などを植え、農業をしたいと申請が出ております。

申請地は3ページの地図にある方ですけど、実際には耕作はしていませんが、ご覧のように草刈りはしてありまして、整備自体はしているというような事です。

譲渡人の〇〇〇〇は、〇〇〇〇の叔父に当たりますが、高齢で〇〇在住という事で農地の管理も出来ないため、ここで贈与したいという意向です。

なお、〇〇〇〇は既に〇〇〇㎡の農地を所有し、4ページの写真のとおり野菜や果樹等の耕作をしており、2000㎡の要件は満たしていると思われれます。

以上ですけど、ご審議お願いします。

議 長

続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いしたいと思えます。

地区担当の矢頭恵造委員にお願い致します。

矢頭委員

15日の日に、会長・事務局と現地も見て参りました。

今どちらも住んでいる所が、〇〇それから〇〇〇と住んでいる所が違うわけですが、〇〇〇〇さんは仕事の関係で、リモートという形でやっているという事で、月に1回行けば良いという状況のようです。

そんな事で農地の方も、既に〇〇〇㎡位ある訳ですけど、叔父さんから譲り受けて規模を拡大するという事です。

予定としましてはイチジク等の果樹を植えたいと言う話でございますけど、ただ実際、写真で見た通り更地でございますので、何も作ってございませんけど、いずれそういうものを植えていきたいという事を言って

いました。

農家として、できれば野菜とかそういう物を作ればいいのでしょうけれども、結構広い面積がありまして、きれいにしていまして植え付けはしていませんでしたけれど、これから頑張っってやっっていくと言うような話をしていましたので、問題無いと言う事で確認させて頂きましたので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

質疑がないようですから、採決に入ります。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 25 号

議 長

続きまして議案第 25 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

農地法第 4 条の申請について説明いたします。

申請番号 1 について説明します。

5 ページの地図と 6 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇m²です。場所は、国道〇〇号の〇〇〇の東を南に向かい 200m 程行った所にあります。

申請者は、〇〇〇〇〇です。申請目的は、駐車場です。

地図をご覧頂きたいと思いますが、申請地の斜め上になりますけども、それが〇〇〇〇〇の自宅になります。

これまで既に 3 台分の駐車スペースがありましたが、同居する孫が運転免許を取り、車を購入するに当たり、駐車場を新たに求める計画ですが、この件について農地法の許可が必要な事を知らずに工事をしてしまいました。

始末書が出ておりますので読み上げます。

「私、〇〇〇〇〇は農地法第 4 条の許可を受けずに、下記土地に令和〇年〇月に駐車場を作ってしまった。農地法の規定を知らなかったとはいえ、誠に申し訳なく深く反省し、今後このような事は致しませんので、寛大な処置をお願い致します。」

という本人から始末書が出ております。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、担当の山田政文委員が欠席のため、先日一緒に現地調査を行いました私から説明します。

米山会長 今、説明にあったとおりですが、もう一度 7 ページの写真を見て頂きまして、〇〇㎡ですから車が 1 台・2 台置けるか置けないか狭い土地です。

1 筆大きい土地を分筆して駐車場と言う事で申請が有りました。

山田委員の話聞いた時に、山田委員が直接気付いて、指摘したらしいのです。

そして〇〇〇さんが快く良く応じてくれて、今回の申請にとの事であります。

山田委員が指摘してくれたので、今回の申請と言う事になりましたので、私共もこういう例がありましたら、そういう時は農業委員会に申請し、許可を得ると言う事を取りたいと思っております。

一言皆さんをお願いし、勿論、自分自身もそう考えておりますので、今後もよろしくお願い致します。

以上が大体事務局、私の説明で終わります。

議長 只今、事務局と私の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

原委員お願いします。

原委員 確認をしたいのですが、今回の申請の面積が 42 ㎡で、7 ページの写真に見えるコンクリを打った所、これが全く〇〇㎡という考え方で良いですね。

事務局 そうです。分筆して〇〇㎡、自宅の方も併せると、自宅の敷地が〇〇

〇㎡位だったので、併せても 500 ㎡以下になると言う事は確認してありますので、そこの辺も問題ないと言う点を県とも相談してあります。

米山委員 私も写真ですから、実際に 42 ㎡かもっとあるじゃないか、またもっと小さいじゃないか、思う可能性もありますが、先程話したように乗用車を 2 台は置けない、このような広さですので、間違いなく〇〇㎡位だと思います。以上です。

議長 他に何かございますか。
質疑がないようですから、採決に入ります。
只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可と決定致します。

日程第 3 報告事項

議長 日程第 3、報告事項を議題とします。

報告第 12 号・13 号について、事務局に報告を求めます。

事務局 それでは続けて報告させていただきます。

8 ページになります。9 ページに地図も用意しましたので併せてご覧ください。

基盤強化法による利用権の解約という報告です。

本総会にも過去何回か提案され、記憶にある方もいるかと思えます。

〇〇の〇〇地区で有機野菜を作りたいと以上の土地について、利用権を設定して参入しました農業法人の〇〇〇〇という会社です。

3 年程、ここで耕作しましたが農業経営で思うように利益を上げるまでに至らず、ここで撤退したいと言う事で申し出がありました。

4 月に地権者とは、話は済んでいるみたいですけど、ここで全員の印鑑が整いましたので、報告とさせていただきます。

〇〇〇〇〇〇自体は大月市から離れて行ってしまって、土地は残っていると言う形です。

9 ページの地図をご覧ください、分かるかと思えますが、広い耕地がある中の大分纏まった土地、ここを借りて実際耕作自体はやってはいたのですが、我々も見に行ったりしましたが、思うような作付けができず、植えたけど大きくならないと言うような感じで中々利益を上げるまでに

は至らなかったという事です。

解約自体は、これで済んでいるのですが、残された土地はまとまったとても管理された良い土地ですので、今後、次の借り手、利用者がいればそちらの方に回すような形で進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続けて報告事項の13番、併せて説明したいと思ひます。

10ページになります。

転用確認証明の申請は4件ありましたが、1番・2番続けて説明いたします。

1番・2番は、〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇〇番〇。

これは、平成〇〇年の話ですが、〇〇〇〇の近くにありまして、今は、〇〇〇〇という会社の〇〇〇置場として過去に許可が出され所です。

11ページのとおり現地を確認し、〇〇〇〇置場として利用しておりましたので証明書を交付しました。

3番・4番は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇及び〇〇番〇で昨年許可書が出されました。

〇〇〇〇と〇〇〇〇で並んで住宅を建てたいと言う許可でしたが、12ページの写真とおり現地を確認し証明書を交付しました。

以上ですが、よろしくお願ひします

議 長 只今の事務局からの報告に対し、何かご質問ご意見が有りましたら挙手の上、お願ひ致します。

無いようですので、承認頂いたものとします。

程第4 その他

議 長 日程第4その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

事務局からございますか。

事 務 局 (諸連絡)

議 長 以上で、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

慎重審議ご苦労さまでした

これをもちまして、令和4年第9回大月市農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。